

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和 7 年 (2025 年) 2 月 1 日作成)

[所管：都市計画推進部 開発審査課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	都市計画法	29-1	開発行為の許可	A	A
2	都市計画法	35の2-1	開発行為の変更許可	A	A
3	都市計画法	37①	工事完了公告前の建築承認	D	A
4	都市計画法	45	地位承継の承認	B	A
5	都市計画法	53-1	建築の許可(都市計画法第53条の許可)	A	A
6	都市計画法	65-1	建築の制限(都市計画法第65条の許可)	D	A
7	宅地造成及び特定盛土等規制法	12-1	宅地造成等に関する工事の許可	B	A
8	宅地造成及び特定盛土等規制法	16-1	宅地造成等に関する工事の変更許可	B	A
9	宅地造成等規制法	12-1	宅地造成に関する工事の変更許可	B	A
10	建築基準法	42-1⑤	道路位置の指定	A	A
11	豊中市建築基準法施行条例	63	私道の変更又は廃止の承認	B	A
12	租税特別措置法	28の4-3⑤イ、⑦イ 31の2-2⑭ハ、 62の3-4⑭ハ、 63-3⑤イ⑦イ	優良宅地の認定	B	A

様式 B-1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		開発行為の許可	
根拠法令及び条項		都市計画法第 29 条第 1 項	
所管部課（室）係名		都市計画推進部 開発審査課 開発審査係	
審 査 基 準	関 係 条 項		
	基 準	(審査基準) 法令（都市計画法・都市計画法施行令・都市計画法施行規則）による	
	参 考 事 項		
	設定等年月日	平成 6 年（1994 年）10 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	經由期間 日	
	内 訳	処分期間 区域面積 5,000 m ² 未満の場合	総日数 14 日
		区域面積 5,000 m ² 以上の場合	総日数 21 日
		特定工作物の場合 (都市計画推進部 開発審査課)	総日数 1～3 か月
	設定等年月日	平成 6 年（1994 年）10 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）	
備 考			

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		開発行為の変更許可	
根拠法令及び条項		都市計画法第 35 条の 2 第 1 項	
所管部課（室）係名		都市計画推進部 開発審査課 開発審査係	
審 査 基 準	関 係 条 項		
	基 準	(審査基準) 都市計画法第 29 条第 1 項の開発行為の許可に準じる	
	参 考 事 項		
	設定等年月日	平成 6 年（1994 年）10 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	經由期間 日	
	内 訳	処分期間 区域面積 5,000 m ² 未満の場合	総日数 14 日
		区域面積 5,000 m ² 以上の場合	総日数 21 日
		特定工作物の場合	総日数 1～3 か月
	設定等年月日	平成 6 年（1994 年）10 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）	
備 考			

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		工事完了公告前の建築承認
根拠法令及び条項		都市計画法第 37 条第 1 号
所管部課（室）係名		都市計画推進部 開発審査課 開発検査係
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 具体的基準として定めることが技術的に困難なため
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 6 年（1994 年）10 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日
	内 訳	経由期間 日 処分期間 14 日 （都市計画推進部 開発審査課）
	設定等年月日	平成 6 年（1994 年）10 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
備 考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		地位承継の承認
根拠法令及び条項		都市計画法第 45 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 開発審査課 開発審査係
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準	(審査基準) 都市計画法 33 条第 12 号・第 14 号に適合し、且つ当該開発許可を受けた者からその地位の承継を受けたことを確認できること。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 6 年（1994 年）10 月 1 日設定（平成 16 年 10 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日
	内 訳	経由期間 日 処分期間 14 日（都市計画推進部 開発審査課）
	設定等年月日	平成 6 年（1994 年）10 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
備 考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		建築の許可（都市計画法第 53 条の許可）
根拠法令及び条項		都市計画法第 53 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 開発審査課 開発審査係
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準	(審査基準) 都市計画法第 53 条第 1 項許可取扱い要領及び都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内における建築許可に関する取扱い要綱による
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 13 年（2001 年）4 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 か月
	内 訳	経由期間 21 日 （都市計画推進部 建築審査課 等） 処分期間 7 日 （都市計画推進部 開発審査課）
	設定等年月日	平成 13 年（2001 年）4 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
備 考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		建築の制限（都市計画法第 65 条の許可）
根拠法令及び条項		都市計画法第 65 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 開発審査課 開発審査係
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 具体的基準として定めることが技術的に困難なため
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 16 年（2001 年）4 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 2 か月
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 42 日 （都市計画推進部 建築審査課 等） 処分期間 14 日 （都市計画推進部 開発審査課）
	設定等年月日	平成 16 年（2001 年）4 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
	備 考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		宅地造成等に関する工事の許可
根拠法令及び条項		宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 開発審査課 開発検査係
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参 考 事 項	
	設定等年月日	令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日設定 (年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 か月
	内 訳	経由期間 日 処分期間 1 か月 (都市計画推進部 開発審査課)
	設定等年月日	令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日設定 (年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		宅地造成等に関する工事の変更許可
根拠法令及び条項		宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 開発審査課 開発検査係
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参 考 事 項	
	設定等年月日	令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日設定 (年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 か月
	内 訳	経由期間 日 処分期間 1 か月 (都市計画推進部 開発審査課)
	設定等年月日	令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日設定 (年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		宅地造成に関する工事の変更許可
根拠法令及び条項		宅地造成等規制法第 12 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 開発審査課 開発検査係
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 18 年 (2006 年) 9 月 30 日設定 (年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 か月
	内 訳	経由期間 日 処分期間 1 か月 (都市計画推進部 開発審査課)
	設定等年月日	平成 18 年 (2006 年) 9 月 30 日設定 (年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		道路位置の指定
根拠法令及び条項		建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号
所管部課（室）係名		都市計画推進部 開発審査課 開発審査係
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準	(審査基準) 道に関する基準（令第 144 条の 4、規則第 9 条、第 10 条） 豊中市道路位置指定申請のしおり及び豊中市道路位置指定基準による
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）4 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日
	内 訳	経由期間 日 処分期間 14 日 （都市計画推進部 開発審査課）
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）4 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
備 考		

様式 B-1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		私道の変更又は廃止の承認
根拠法令及び条項		豊中市建築基準法施行条例第 63 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 建築審査課 開発審査課
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 建築基準法第 43 条第 1 項の規定又は同条第 2 項の規定に基づく条例の規定に抵触することがないこと。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 20 年 (2008 年) 4 月 1 日設定 (年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日
	内 訳	経由期間 日 処分期間 14 日 (都市計画推進部 開発審査課 等)
	設定等年月日	平成 20 年 (2008 年) 4 月 1 日設定 (年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		優良宅地の認定
根拠法令及び条項		租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項 第 5 号イ、第 7 号イ 第 31 条の 2 第 2 項 第 14 号ハ、 第 62 条の 3 第 4 項 第 14 号ハ、 第 63 条第 3 項第 5 号イ、第 7 号イ
所管部課（室）係名		都市計画推進部 開発審査課 開発検査係
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 6 年 (1994 年) 10 月 1 日設定 (年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 21 日
	内 訳	経由期間 日 処分期間 21 日 (都市計画推進部 開発審査課)
	設定等年月日	平成 6 年 (1994 年) 10 月 1 日設定 (年 月 日最終変更)
備 考		